【新旧対照表】

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行 | 変　　更　　案 | 変更の理由 |
| --- | --- | --- |
| 第1章　総　　則  第１条（商号）  　　　　当会社は、株式会社カンムと称し、英文  では、Kanmu,Inc.と表示する。 | 第１章　総　　則  第１条（商号）  　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２条　（目的）  当会社は、次の事業を営むことを目的と  する。  　　１．～１０．　省略 | 第２条（目的）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第３条（本店の所在地）  　　　　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。 | 第３条（本店の所在地）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第４条（機　関）  　　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、  次の機関を置く。  (1)　取締役会  (2)　監査役  (3)　監査役会 | 第４条（機　関）  　　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、  次の機関を置く。  １．取締役会  ２．監査役  ３．監査役会 | 号数の表示を統一するため変更するものです。 |
| 第５条（公告の方法）  　　　当会社の公告方法は、電子公告により行  う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。 | 第５条（公告の方法）  　　　　（現行のとおり） | （上場直前には、不測の事態が発生した場合の予備的な公告方法を『官報』から『日本経済新聞』に変更） |
| 第２章　株　　式  第６条（発行可能株式総数）  　　　当会社の発行可能株式総数は、  １２８，９０７株とし、このうち８０，０００株は普  通株式、３，７５０株はA種優先株式、  １，３３５株はB種優先株式、１１，２２６株は  C種優先株式、１０，０００株はD種優先株  式、１５，０００株はE種優先株式、  ７，５９６株はF種優先株式とする。 | 第２章　株　　式  第６条（発行可能株式総数）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第７条（株式の譲渡制限）  　　　　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 | 第７条（株式の譲渡制限）  　　　　（現行のとおり） | （上場直前に削除） |
| 第８条（株券の不発行）  　　　　当会社は、株券を発行しない。 | 第８条（株券の不発行）  　　　　（現行のとおり） | （上場直前に削除） |
| 第9条（相続人等に対する株式の売渡し請求）  当会社は、相続その他の一般承継により  当会社の株式を取得した者に対し、当該  株式を当会社に売り渡すことを請求するこ  とができる。 | 第9条（相続人等に対する株式の売渡し請求）  　　　　（現行のとおり） | （上場直前に削除） |
| （新　設） | 第１０条（募集事項等の決定機関）  　　　当会社は、株主に株式(自己株式の処分に  よる株式を含む。)及び新株予約権の割当を受ける権利を与える場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当を受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定を取締役会の決議によって定めることができる。 | 条数調整のため新設するもの（上場直前に削除） |
| （新　　設） | 第１１条（株主名簿管理人）  当会社は、株主名簿管理人を置く。  ②株主名簿管理人及びその事務取扱  　　場所は、取締役会の決議によって定め  る。  ③当会社の株主名簿及び新株予約権原  簿の作成並びに備置きその他の株主名  簿及び新株予約権原簿に関する事務  は、これを株主名簿管理人に委託し、  当会社においては取扱わない。 | 条数調整のため新設するもの（上場直前に削除） |
| （新　　設） | 第12条（株式取扱規程）  当会社の株式に関する取扱い及び手  数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | 株式に関する取扱い及び手数料について、機動的に変更することができるよう取締役会において定める株式取扱規程に委ねるもの。 |
| 第１０条（株主名簿記載事項の記載等の請求）  株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則２２条１項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。 | （削　　除） | 定款規定から株式取扱規程への移行に伴い、削除するもの。 |
| 第１１条（質権の登録及び信託財産の表示）  　　　当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。 | （削　　除） | 定款規定から株式取扱規程への移行に伴い、削除するもの。 |
| 第１２条（手数料）  前二条に定める請求をする場合には、当  会社所定の手数料を支払わなければなら  ない。 | （削　　除） | 定款規定から株式取扱規程への移行に伴い、削除するもの。 |
| 第１３条（基準日）  　　　　　当会社は、毎事業年度末日の最終の株  主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  ②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。 | 第１３条（基準日）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第2章の２　A種優先株式、B種優先株式、C種  優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式  第１３条の２　～　第１３条の９　（条文省略） | 第2章の２　A種優先株式、B種優先株式、C種  優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式  第１３条の２　～　第１３条の９　（現行のとおり） |  |
| 第３章　　株主総会  第14条（招集）  　　　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度  終了後３か月以内に招集し、臨時株主総  会は、随時必要に応じて招集する。  ②株主総会を招集するには、会日より1週  間前までに、議決権を有する各株主に対  して招集通知を発するものとする。ただし、  総株主の同意があるときはこの限りではな  い。 | 第３章　株主総会  第14条（招集）  （現行のとおり）  （削　除） | 現行定款第２項については定款に規定せずとも効力を生ずるため削除するもの。 |
| 第１５条（議長）  株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。  （新　設） | 第１５条（招集権者及び議長）  　　　　　株主総会は、取締役社長がこれを招集  し、議長となる。  ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 | 株主総会の議長のほか、招集権者についても明確に定めるため所要の変更をするもの。 |
| 第１６条（決議の方法）  　　　　株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  （新　設） | 第１６条　（決議の方法）  株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  　　②会社法第３０９条第２項に定める株主  総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。 | 特別決議についてを明確に規定するため第２項を新設するもの。 |
| （新　設） | 第17条　（議決権の代理行使）  株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。  ②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 | 議決権の代理行使について明確に定めるため新設するもの。 |
| 第１７条（総会議事録）  株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則７２条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、１０年間本店に備え置く。 | （削　除） | 定款に規定せずとも効力を生ずるため削除するもの。 |
| 第４章　　取締役および取締役会  第１８条（取締役の員数）  当会社の取締役は3名以上を置く。 | 第4章　取締役及び取締役会  第１８条（取締役の員数）  当会社の取締役は８名以内とする。 | 字句の修正をするもの。  員数の上限を明確にするため変更するもの。 |
| 第１９条（取締役の選任）  当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。  　　　　②前項の選任については、累積投票の  方法によらない。 | 第１９条（取締役の選任）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２０条（取締役の任期）  取締役の任期は、選任後2年以内に終  了する最終の事業年度に関する定時  株主総会の終結時までとする。  　　②補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 | 第２０条（取締役の任期）  　　　　（現行のとおり） | （上場直前に第7条「株式の譲渡制限」規定削除をした定時株主総会終結時に取締役全員の任期が到来することとなるため、取締役の選任議案を上程する必要あり。） |
| 第２１条（代表取締役及び役付取締役）  取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  ②取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | 第２１条（代表取締役及び役付取締役）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２２条（取締役会の招集権者及び議長）  取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  ②取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 | 第２２条（取締役会の招集権者及び議長）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２３条（取締役会の招集通知）  取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 | 第２３条（取締役会の招集通知）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２４条（取締役会の決議要件）  取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 | 第２４条（取締役会の決議要件）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２５条（取締役会の決議の省略）  当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 | 第２５条（取締役会の決議の省略）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２６条（取締役の報酬等）  　　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。 | 第２６条（取締役の報酬等）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２７条（取締役の責任免除）  　　　　　当会社は、会社法第426条第1項の規  定により、任務を怠ったことによる取締  役（取締役であった者を含む。）の損害  賠償責任を、法令の限度において、取  締役会の決議によって免除することが  できる。  ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 | 第２７条（取締役の責任免除）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第２８条（取締役会規程）  取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。 | 第２８条（取締役会規程）  　　　　　（現行のとおり） |  |
| 第５章　監査役および監査役会  第２９条（監査役の員数）  　　　　　当会社の監査役は3名以上を置く。 | 第５章　監査役及び監査役会  第２９条（監査役の員数）  当会社の監査役は４名以内とする。 | 字句の修正をするもの。  員数の上限を明確にするため変更するもの。 |
| 第３０条（監査役の選任）  当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 | 第３０条（監査役の選任）  　　　　（現行のとおり） |  |
| 第３１条（監査役の任期）  監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。  ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | 第３１条（監査役の任期）  　　　　（現行のとおり） | （上場直前に第7条「株式の譲渡制限」規定削除をした定時株主総会終結時に監査役全員の任期が到来することとなるため、監査役の選任議案を上程する必要あり。） |
| 第３２条（監査役の報酬等）  監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。 | （変更案第３５条に移設） | 章内の構成を見直し、変更案第３５条に移行するため削除するもの。 |
| 第３３条（常勤監査役）  監査役会はその決議により、監査役の中から常勤監査役を定める。 | 第３２条（常勤監査役）  　　　　（現行のとおり） | 条数を変更するもの。 |
| （新　設） | 第３３条（監査役会の招集）  監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の３日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  　　②監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。 | 監査役会の招集について明確にするため新設するもの。 |
| （新　設） | 第３４条（監査役会の決議要件）  監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 | 監査役会の決議要件について明確にするため新設するもの。 |
| （現行定款第３２条から移設） | 第３５条（監査役の報酬等）  監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。 | 現行定款第３２条から移行し新設するもの。 |
| 第３４条（監査役の責任免除）  当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 | 第３６条（監査役の責任免除）  　　（現行のとおり） | 条数を変更するもの。 |
| 第３５条（監査役会規程）  監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。 | 第３７条（監査役会規程）  　　（現行のとおり） | 条数を変更するもの。 |
| 第６章　計　算  第３６条（事業年度）  　当会社の事業年度は、毎年1月１日から12月31日までの年１期とする。 | 第６章　計　算  第３８条（事業年度）  　（現行のとおり） | 条数を変更するもの。 |
| 第３７条（剰余金の配当）  剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。  ②剰余金の配当がその支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 | 第３９条（剰余金の配当）  　　　　（現行のとおり）  （変更案第４１条へ移設） | 条数を変更するもの。  また、現行定款第2項については変更案第４１条に移設するため削除するもの。 |
| 第３８条（中間配当）  当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日を基準日として中間配当をすることができる。 | 第４０条（中間配当）  　　　　（現行のとおり） | 条数を変更するもの。 |
| （現行定款第３７条第2項より移設） | 第４１条（配当の除斥期間）  配当財産が金銭である場合は、支払開  始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 | 現行定款第３７条第2項より移設するとともに、一部表現を変更するもの。 |
| 第７章　附　則  第３９条（法令の適用）  この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の関係法令及び当会社の定める社内規程によるものとする。 | （削　除）  （削　除） | 定款に規定せずとも効力を生ずるため、削除するもの。 |

以上